

平成17年度第1回宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会議事録

日 時	平成17年8月2日(火) 午後3時10分～午後5時00分	
場 所	14C会議室	
出席者	分科会長	伊達悦子委員
	分科会長職務代理者	瀬尾充男委員
	委員	塚田典功委員, 安納ミヤ子委員, 風間嘉信委員, 齋藤誠一委員, 石嶋勇委員, 今井恭男委員
	市民参加者	鈴木征夫委員, 荻野夏子委員, 宮路順子委員
欠席者	加藤佳子委員(障害者福祉専門分科会出席), 内田貞子委員, 鎌倉三郎委員, 佐藤和子委員, 本間直子委員	
事務局	児童福祉課長, 児童福祉課長補佐, 保育担当副主幹, 企画係長, 児童育成係長, 保育係長, 家庭福祉係長, 高瀬総括主査, 赤井畑専任主査	
発言者	内 容	
児童福祉課長 補佐	会議次第「1 開会」	
	会議次第「2 委員, 市民参加者紹介」(事務局紹介)	
	会議次第「3 分科会長選出」(互選により伊達委員を選出)	
	(職務代理者の指名 会長が瀬尾委員を指名)	
分科会長	会議次第「4 分科会長挨拶」	
	会議次第「5 議題(1)報告事項(仮称)宇都宮市母子家庭等自立促進計画に係る経過報告」について事務局の説明をお願いします。	
事務局	(事務局説明)	
	(質疑)	
荻野委員	自立促進計画の名称は今後どうなるのか。	
分科会長	県の策定に参加したが, 仮称のままで協議し最終的に「栃木県ひとり親家庭等自立促進計画」となった。今後いろいろな意見を事務局に出し最終的に決まっていくと思う。	
	続いて会議次第「(2)協議事項のうち課題の整理」について事務局の説明をお願いします。	

事務局	(事務局説明)
	(質疑)
風間委員	親の視点も大事だが、子どもの立場に立った問題解決策も検討願いたい。 かなり以前だが、父子家庭で父親の帰宅が遅く保育所に小学生の上の子が迎えに来ていた。コンビニも無かったので食事も出前に頼らざるをえなかった。また、家事についても大変な状況であった。
事務局	家庭内の生活が確保されなければ就業も難しい。課題にもあるが、児童や親への生活支援をしていきたい。
安納委員	母子連は市の委託を受け、母子、父子家庭、寡婦に食事や家事の家庭支援を各地区毎に実施している。困った時はぜひ利用してほしい。
石嶋委員	私も、子どもの側に立って支援をしていくべきだと思う。 母親はひとりで働き、家事をこなす多忙だ。子どもの家庭の状況を誰が把握するのか。民生委員か児童相談所か、または市なのかのチェックも必要であると思う。
荻野委員	保育所の優先入所を市は実施しているが、学童クラブも親が就労している間面倒を見てくれる場所であり、優先入所を検討してほしい。人数が多くて入れなければ、安心して就労できない。 また、国の資料で母子等が起業する場合の貸付制度がある。周知徹底し実施してほしい。
事務局	放課後対策で、子どもの家事を進めている。 母子、父子家庭に関わらず「宇都宮市次世代育成支援行動計画」において、平日の乳幼児と保護者の交流の場の提供、放課後に小学校低学年児童に対する育成指導、土曜日の全校児童を対象とした行事の開催の3つを基本に考えている。 母子等の起業の際の貸付制度は今後具体的事業を検討していく上での提案としてお聞きする。
荻野委員	90名近いマンモス化した所もあると聞いている。30名位の家庭的雰囲気の中で預かってほしい。
今井委員	留守家庭児童会連合会は発展的になっている。 子どもの家は午前中は乳幼児の子育てを支援、午後の放課後は「お帰りなさい」と迎え、土曜日は全児童が対象でも家庭的雰囲気である。 指導員の配置も増え、施設拡充も市に依頼している。

分科会長	<p>昨年の専門分科会でも常に学童保育はテーマになっていた。有効にしかも適正な規模で親にも子にもいい施策として今後も続くと思う。</p>
塚田委員	<p>病後児保育が国のレベルに達していない。補助が少ないとも聞いている。次世代計画でも入っており、いれてほしい。</p> <p>また、母子連を知らない人が調査で80%いる。当事者が悩みを言い合える場であることを周知徹底してほしい。</p>
安納委員	<p>母子連は各種の支援事業を実施しており、さらに今後の運営についても検討をしている。今後とも市の協力を願いたい。</p>
荻野委員	<p>離婚の手続きや、裁判所に行くのは煩雑であり大変である。相談できる場所が市役所の中か近くにあればいいと思う。</p>
分科会長	<p>市に健康、福祉の総合相談窓口があり、有効活用が図れるようにする必要があると思う。</p>
鈴木委員	<p>保育所に通う場合、当初「慣らし保育」が必要になる。就労しながらではその期間は、早めの迎えに対応できない。</p> <p>日常生活支援事業が利用できないか。また、利用できない場合は一時保育の有効利用を検討する必要がある。</p> <p>保育所の保育士も各種支援制度が分かるようにしてほしい。</p>
分科会長	<p>保育士もソーシャルワーカー機能を持ち、保育所が福祉情報の発信元になるべきだと思います。</p>
事務局	<p>慣らし保育は児童が保育士や環境に慣れるために実施しているが、状況により柔軟に対応をしている。</p> <p>また、今後も保育士に、さまざまな情報を提供していく。</p> <p>なお、一時保育は現在34箇所を実施している。DVなど一般の保育に欠ける児童以外の子も預かっており、有効に利用されている。</p>
鈴木委員	<p>慣らし保育の必要性は分かるが、それに変わる支援策を検討してほしい。</p> <p>母子家庭等はベビーシッターなどを頼んで対応していると思う。</p>
荻野委員	<p>保育所入所に就労証明が必要だが、子ども連れでは就職活動ができない。就労証明がなくても優先入所ができるようにならないか。</p>
事務局	<p>保育に欠ける状況を確認しているので、就労予定は保育に欠けるとはいえない。</p>

安納会長	就職活動時などに、母子連が実施している日常生活支援事業を利用してほしい。
分科会長	母子連と行政が情報提供や、就労活動をいかに支援するかの仕組づくりが必要であると思う。どのようなサービスがあるのか有機的な繋がりを持つ必要がある。
風間委員	一時保育で児童をお預かりしているが、就労活動をして1回では決まらない。母子、父子家庭の場合、就労が決まってもなくても保育所入所を考えていくことも必要と思う。
分科会長	子育てを中心に検討してきたが、まだ、議題が残っており、続いて会議次第「(2)のうち施策の方向性」について事務局の説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)  (質疑)
鈴木委員	体系の比較で国、県には「養育費の確保策」があるが、市は、その項目を単独にせず総合的な「情報提供と相談機能の充実」にしたことはベターだと思う。
荻野委員	養育費を支払う父は少ないが、理由には母が父から別れるか、逃げるので精一杯というケースもある。 養育費の確保の項目を別立てしないと、母の責任で養育費を確保しなければならない。
分科会長	国、県も養育費の普及啓発活動となっている。裁判所の分野であるので、法律相談の支援ということになると、市がそれを主に取組むのは難しい。 養育費は、家庭裁判所に申し立てることが法的に位置付けられた。情報提供をしていく必要がある。 他に質問はありませんか。  協議内容をまとめると ・「養育費の確保のための支援の推進」の内容を明確化する。 ・就労活動への支援策の検討 ・保育所の有効活用策(保護者の利便性)の検討 の3点が主なものになります。次回専門部会の時に事務局案の内容を見て再度協議願います。
事務局	最後に会議次第6 その他について事務局から連絡事項等ありますか。

この計画以外でも，突発的なものが入った場合にはその審議もお願いしたい。

(閉 会)